



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

# 岡山県最低賃金

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

| 地域別最低賃金         | 効力発生日          |
|-----------------|----------------|
| 時間額 <b>757円</b> | 平成28年<br>10月1日 |

| 特定最低賃金  | 時間額  | 効力発生日           |
|---|------|-----------------|
| 耐火物製造業  | 880円 | 平成28年<br>12月16日 |
| 鉄鋼業   | 896円 | 平成28年<br>12月8日  |
| 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機・家庭用エレベータ・冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業 | 873円 | 平成28年<br>12月16日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業   | 809円 | 平成28年<br>12月8日  |
| 自動車・同附属品製造業   | 858円 | 平成28年<br>12月24日 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業  | 890円 | 平成28年<br>12月21日 |
| 各種商品小売業   | 816円 | 平成28年<br>12月10日 |

「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。  
表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業，舶用機関製造業」については、

雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

清掃又は片付けの業務に主として従事する者

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

精皆動手当・通勤手当・家族手当

時間外手当・休日手当・深夜手当

臨時に支払われる賃金

1月を超える期間ごとに支払われる賃金



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」

お問い合わせは

岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014

岡山労働基準監督署 TEL(086)225-0591

倉敷労働基準監督署 TEL(086)422-8177

津山労働基準監督署 TEL(0868)22-7157

笠岡労働基準監督署 TEL(0865)62-4196

和気労働基準監督署 TEL(0869)93-1358

新見労働基準監督署 TEL(0867)72-1136

岡山労働局ホームページアドレス <http://okayama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>

# 必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

## 最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

## 最低賃金額以上かどうかの チェック方法は？

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

### (1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

### (2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

### (3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

### (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

### (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

### 【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法】

県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり4,800円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。M月は、20日間働き、合計が126,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、県の最低賃金は時間額757円です。

Bさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

#### (1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

30,000円 - 5,000円 = 25,000円

#### (2) 基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

基本給の時間換算額 4,800円 ÷ 8時間 / 日 = 600円 / 時間

手当の時間換算額 (25,000円 × 12か月) ÷ (250日 × 8時間) = 150円 / 時間

合計の時間換算額 600円 + 150円 = 750円 < 757円

となり、最低賃金額を下回ることになります。

|          |          |
|----------|----------|
| 基本給(日給)  | 4,800円   |
| M月の労働日数  | 20日      |
| 職務手当     | 25,000円  |
| 通勤手当     | 5,000円   |
| 合計       | 126,000円 |
| 労働時間 / 日 | 8時間      |
| 年間労働日数   | 250日     |
| 県の最低賃金   | 757円     |

## 最低賃金引上げ支援

# 業務改善 助成金

### 【支給要件】

賃金引上げ計画を策定すること  
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる(就業規則等に規定)  
引上げ後の賃金を支払うこと  
生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと(単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、社会通念上当然必要となる経費を除く)  
解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

お問合せ先: 岡山労働局雇用環境・均等室 ☎086-224-7639

最低賃金総合相談支援センターは、

[最低賃金 相談](#)

[検索](#)

### 【助成額】

| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率  | 助成の上限額 | 助成対象事業場                    |
|---------------|--|--------|----------------------------|
| 40円以上         | 7/10 (※1)<br>(労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 (※1))<br><br>(※1)生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)       | 70万円   | 事業場内最低賃金が800円未滿の事業場        |
| 60円以上         | 1/2<br>(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)   | 100万円  | 事業場内最低賃金が1000円未滿の事業場       |
| 90円以上         | 7/10 (※1)<br>(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 (※1))<br><br>(※1)生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5) | 150万円  | 事業場内最低賃金が800円以上1000円未滿の事業場 |
| 120円以上        | (※1)生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)  | 200万円  | 事業場                        |